

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱いについて
(令和2年3月12日時点)

県立学校においては、3月3日(火)から3月15日(日)まで一斉臨時休業を実施しておりますが、今後の取扱いについて、下記のとおりとします。

各学校においては、今後も引き続き、飛沫感染を防ぐための咳エチケット(マスクの着用等)や手洗い等の取組を徹底するとともに、国や県が発信する正確な情報に基づき、冷静に取り組むよう願います。

記

1 今後の対応

- (1) 現在実施している臨時休業期間を、春季休業日の前日3月23日(月)まで延長する。
- (2) 3月24日(火)以降の対応については、今後の感染状況をみて判断する。

2 県立学校(特別支援学校を除く)の対応

- (1) 補講や学習指導、来年度の準備等を行う必要があることから、3月16日(月)から3月23日(月)の期間中、2日を限度に登校日の設定を認める。ただし、登校日の活動は午前中(定時制と多部制はそれに見合う時間帯)とし、その後、校内において2時間以内の部活動を認める。
- (2) 登校に際して、引き続き感染防止対策を徹底する。
 - ① 体調不良の申し出を徹底させるなど、児童生徒等及び教職員の健康観察を強化する。
 - ② 公共交通機関等の混雑時での感染拡大を防止するため、可能な範囲で始業時間を遅らせるなどの配慮を行う。
 - ③ 全学年で1箇所に集合することは極力避ける。例えば、終業式については、時間差で実施したり、校内放送等を活用したり、定期的に換気を行うなどの対策を講じる。

3 県立特別支援学校の対応

- (1) 放課後等デイサービス事業所等の利用が困難な児童生徒等への対応は継続する。
- (2) この期間に予定している卒業式は、予防措置を講じたうえ、簡素化し実施する。
- (3) 16日以降に予定している入学者説明会(制服の採寸、教科書の購入等を含む)は、予防措置を講じたうえ、簡素化し実施する。

4 臨時休業中に県立学校で児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

- (1) 当該学校に対して、健康福祉事務所(保健所)の指示内容を基に、体育保健課から個別に指示する。
- (2) 学校長は、患者本人及び児童生徒等の保護者と連絡を密にとり、医師の許可及び健康福祉事務所(保健所)の指示する日まで健康状態を把握するとともに、体育保健課に連絡する。
- (3) (2)以外の児童生徒等並びに教職員については、健康福祉事務所(保健所)の指示に従う。

5 臨時休業中に県立学校の児童生徒等が濃厚接触者(※)になった場合

- (1) 学校長は、本人及び保護者と連絡を密にとり、健康福祉事務所(保健所)の指示する日まで自宅での健康状態を把握するとともに、体育保健課に連絡する。
- (2) (1)以外の児童生徒等を登校させる場合は、健康観察を徹底する。

※県立学校の児童生徒等の同居する家族等に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、健康福祉事務所(保健所)から自宅待機等の指示を受けた者。